

県税に係る公売等からの暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、兵庫県（以下「県」という。）が行う県税に係る公売等の事務について暴力団を利することとならないために講ずべき措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は条例第7条に規定する公安委員会規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。
- (5) 公売等 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の規定に基づき課される県税について、その租税債権の徴収のために行われる公売及び随意契約による売却をいう。
- (6) 執行機関 公売等を執行する県民局長（県民センターにあっては県民センター長。以下同じ。）をいう。
- (7) 最高価申込者 公売等にあたり国税徴収法第111条又は第113条に規定する売却決定の相手方となるべき者（国税徴収法第104条に規定する最高価申込者をいい、同法第113条第2項各号のいずれかに該当する処分又は行為があった場合における同法第104条の2に規定する次順位買受申込者及び随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）をいう。

(売却決定の相手方としない者)

第3条 執行機関は、暴力団等を公売等の売却決定の相手方としないものとする。

(公売公告の記載事項)

第4条 執行機関は、次に掲げる事項を公売公告に記載するものとする。

- (1) 県は、最高価申込者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くことができること。
- (2) 県は、前号の意見の聴取により得た情報を、前号で意見を聴いた公売等以外の公売等及び県が締結する契約において第1条の措置を講ずるために利用し、又は他の執行機関、契約担当者（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第8項に規定する契約担当者をいう。）、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することができること。
- (3) 執行機関は、最高価申込者が第6条に該当することが明らかになったときは、売却決定を行わないこととし、売却決定を行った後においてもこれを取り消すことができること。
- (4) 最高価申込者は、当該売却決定に当たり、暴力団等から条例第5条第3項に規定する暴力的要求行為その他不当な要求があったときは、執行機関に報告し、又は警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

(誓約書)

第5条 執行機関は、公売等からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、最高価申込者から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、当該最高価申込者が暴力団等でないことが明らかである場合で、執行機関が誓約書を提出させる必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 前項による誓約書の徴取は、最高価申込者に対して、公売公告等により義務付けるものとする。

(売却決定の取消等)

第6条 執行機関は、最高価申込者が暴力団等であることが判明したときは、特別の事情がある場合を除き売却決定を行わないこととし、売却決定を行った後においてもこれを取り消すものとする。

(意見の聴取)

第7条 県は、「暴力団関係情報の取扱いに関する合意書」(平成23年3月31日付け)に基づき、これらの者が暴力団等に該当する者であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとする。ただし、意見を聴く必要がないと認めるときはこの限りでない。

(警察本部長への届出等)

第8条 執行機関は、第4条第4号による報告を受けた場合には、警察本部長に通知する等必要な措置を講ずるものとする。

(警察本部長との連携)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公売等について暴力団を利することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、警察本部長と連携を図りながら行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にした公売等については、なお、従前の例による。